

1 ■032■ 被疑者身体拘束の制度・趣旨

2 ◎対物的強制処分の基本はおさえた。それでは対人的強制処分の検討に移ろう。

3 *ここで扱うのは、身体拘束（逮捕、勾留）、取調べ、昨年創設された協議・合意制度

4
5 ◎まずは、被疑者身体拘束の制度と趣旨について、大枠をおさえておこう。

6 *基本的な用語の定義を確認しておこう。

7 ・逮捕の定義は？

8
9 ・逮捕には3つのステージがある。それぞれどう呼ばれている？

10
11 ・被疑者勾留の定義は？

12
13 ・「裁判」の意味は？

14
15 ・207 I 本文が「60～98 条を準用せよ」という意味だということを理解せよ。

16
17 ・「裁判所」の意味は？

18
19 *被疑者勾留と被告人勾留の違いを3つ挙げなさい。条文上の根拠も説明せよ。

20
21
22
23 ●被疑者の勾留の期間は、延長されない限り、検察官が勾留の請求をした翌日から10日
24 間である。(司)

25
26 *被疑者身体拘束の趣旨について。

27 ・身体拘束の目的は、書かれた法によると、公判出頭確保と罪証隠滅防止。

28 *逮捕の目的を規定する条文を挙げなさい。

29
30 *被疑者勾留の目的を規定する条文を挙げなさい。

31
32 ●通常逮捕の逮捕状の請求を受けた裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相
33 当な理由があると認めるときは、常に逮捕状を発しなければならない。(司)

34
35
36 ■033■ 国際人権法からみた身体拘束制度

37 ◎複雑・詳細な法律の規定を具体的にみる前に、国際人権法という一段上の法令から、現
38 在の刑事訴訟法の「書かれた法」にどのような問題があるかを理解しよう。

39 *【007】を復習してから臨むとよい。

40 *身体不拘束原則

41 ・身体不拘束原則とは？ 趣旨は？

42
43
44 ・自由権規約上の根拠条文は？

45
46 ・身体不拘束原則から2つのサブ原則が生じる。何と何？

47
48
49

1 *捜査と拘禁の分離原則

2 ・捜査と拘禁の分離原則とは？趣旨は？

3
4
5 ・自由権規約上の根拠条文は？

6
7
8 ・現行刑訴法上、裁判官のもとに連れて行かれるまで何時間かかるかチェック。

9 *司法巡査が逮捕したケースを想定し、条文の流れを確認。

10 202 I → 203 I → 205 I → 207 I ・ 61 I

11
12 ●司法巡査は、被疑者を逮捕したときは、直ちに、これを司法警察員に引致しなければな
13 らない。(司)

14 ●検察官は、司法警察員から送致された被疑者を受け取り、留置の必要があると思料する
15 ときは、被疑者を受け取った時から48時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなけ
16 ればならない。(司)

17
18 *「速やかに」とはどの程度の期間のことと規約人権委員会は解釈してい
19 る？

20
21 *刑訴法の諸規定をこの解釈に合致させようとする、刑訴法の「留置の必
22 要」をどのように解釈し、「48時間」や「24時間」をどのように解釈する
23 とよい？

24
25
26 ・裁判官のもとに連れて行かれてからどこに身体拘束されるかチェック。

27 *被疑者の勾留場所は刑事施設だと刑訴法は想定している。何条？

28
29 *刑事施設が勾留場所だということを示す被収容者法上の規定はどれ？

30
31 *留置施設に勾留してもよいことを示す被収容者法上の規定はどれ？

32
33 *刑事施設に代えて留置施設に勾留する場合、留置施設は何と呼ばれる？

34
35 *ところで、刑事施設、留置施設、それぞれどこの管轄？

36
37 *規約人権委員会は、留置施設に勾留することを認めている？

38
39 *判例学習 21 の事案をみて、代用刑事施設が取調べにどのように利用され
40 るか確認しておくこと。自白の証拠能力についても書かれてあるが、そこ
41 はさしあたりさらっと一読する程度でよい。

42 *日本政府の代用刑事施設擁護論とそれに対する反論を整理し、自分の意見
43 を作っておきなさい。

1 ■034■ 憲 33 からみた身体拘束制度

2 ◎次に、最高法規である憲法の第 33 条から現在の刑事訴訟法の「書かれた法」にどのよう
3 な問題があるかを理解しよう。まずは憲 33 の趣旨を確認。

4 *憲 33 の「逮捕」は刑訴法上の「逮捕」とは意味が違うので気を付けよう。

5 ・憲 33 の「逮捕」の定義は？

6
7 *裁判官が事前に逮捕の可否を審査する趣旨は？

8
9 *現行犯として逮捕される場合に令状審査を不要とする理由は？

10
11
12 ◎この憲 33 と抵触しそうな刑訴法の規定をみてみよう。

13 *212Ⅱがまず問題となりそうだ。

14 ・なぜ問題となる？

15
16
17 ・この規定は合憲だと解する論者が多い。なぜ合憲になる？

18
19 ・広義の逮捕はさらに 3 つのステージに分けられる。何？

20
21 *次に 210 が問題になりそうだ。

22 ・前提知識の復習だが、逮捕には 3 種類ある。通常逮捕と何と何？

23
24 ・210 を違憲と考える見解の理由は？

25
26
27 ・210 を合憲と考える見解について、3 説紹介している。

28 *①説は、緊急逮捕が憲 33 のどの文言にあてはまると考える？

29
30
31 *②説は、緊急逮捕が憲 33 のどの文言にあてはまると考える？

32
33
34 *③説は、緊急逮捕が憲 33 のどの文言にもあてはまらないことを認めてい
35 るのだが、それでも合憲としている。どのような解釈をしている？

36
37
38 *あなたは違憲説？ 合憲説？ 合憲説だとして①②③どの説？

39
40
41
42 ◎憲 33 は令状に犯罪を明示せよと規定している。

43 *なぜ？

44
45
46 *現行刑訴法 429 I ②は「逮捕」を挙げているか？

47
48